

(介護予防)訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	サイトウキネンビョウイン		サービスの種類	(介護予防)訪問看護
事業所名	齋藤記念病院		事業所番号	1512410075
所在地	〒949-6602 新潟県南魚沼市欠之上 478 番地 2		フリガナ	フクダ オサム
			管理者	福田 修
連絡先	電話番号	025-773-5111(代)	FAX 番号	025-773-3024
営業日	月曜日から土曜日 (第三土曜日を除く)		休日	日曜日、国民の祝日、年 末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)、第三土曜日
営業時間	平日	8:30～17:30	備考	サービスの提供は、利用者の希望 に応じて 365 日 24 時間対応可能 な体制整備に努める。
	時短日: 水・土曜日(第三週の水曜日を除く)	8:30～12:30		
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用				
通常の事業 の実施地域	南魚沼市・南魚沼郡			

従事者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
看護師・准看護師	1 名以上	

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の 1 割の額です。(一定以上の所得のある方は 2 割又は 3 割) の額です。

《訪問看護》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
看護職員が行う 訪問看護 (准看護師の場合は 90%)	20 分未満	2,660 円	266 円
	20 分以上 30 分未満	3,990 円	399 円
	30 分以上 1 時間未満	5,740 円	574 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,440 円	844 円

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

取扱要件	基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と 連携して訪問看護を行う場合（1 月につき） (准看護師の場合は 98%)	29,610 円	2,961 円
要介護 5 の利用者の場合	上記基本利用料に 1 月につき 8,000 円を加算	
特別な指示（医療保険適用） があった場合	上記基本利用料から 1 日につき 970 円を減算 (利用者負担金は▲97 円)	

《介護予防訪問看護》

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
看護職員が行う 訪問看護 (准看護師の場合は 90%)	20 分未満	2,560 円	256 円
	20 分以上 30 分未満	3,820 円	382 円
	30 分以上 1 時間未満	5,530 円	553 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,140 円	814 円

◎加算及び減算

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

当事業所の体制(※1)	加算・減算			利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
○	1 時間 30 分以上の（介護予防）訪問看護を行った場合の加算（1 回につき）（☆）			3,000 円	300 円
○	2 人以上による（介護予防）訪問看護を行う場合の加算（1 回につき）（☆）	2 人以上の看護師の場合	3 0 分未満の場合	2,540 円	254 円
			3 0 分以上の場合	4,020 円	402 円
		看護師等と看護補助者の場合	3 0 分未満の場合	2,010 円	201 円
			3 0 分以上の場合	3,170 円	317 円
	緊急時(介護予防)訪問看護加算(1回につき)（※2）	病院又は診療所の場合	I	3,250 円	325 円
			II	3,150 円	315 円
○	特別管理加算（1 月につき）（※ 2）		I	5,000 円	500 円
			II	2,500 円	250 円
○	初回加算（1 月につき）		I	3,500 円	350 円

		Ⅱ	3,000 円	300 円
○	退院時共同指導加算（退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする者の場合 2 回）に限り）		6,000 円	600 円
	サービス提供体制強化加算（1 回につき） （※ 2）	I	60 円	6 円
		Ⅱ	30 円	3 円
	看護体制強化加算（1 月につき）	I	5,500 円	550 円
		Ⅱ	2,000 円	200 円
	看護体制強化加算（1 月につき）（介護予防訪問看護の場合）		1,000 円	100 円
	専門管理加算（1 月につき、月 1 回を限度）		2,500 円	250 円
	口腔連携強化加算（1 月につき、月 1 回を限度）		500 円	50 円
	夜間早朝・深夜加算（1 回につき）（☆）		夜間、早朝の場合上記基本利用料に 25% 深夜の場合 50% 加算されます	
	特別地域訪問看護加算（1 回につき）（※ 2）（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は 1 月につき）		上記基本利用料に 15% 加算されます	
○	中山間地域等における小規模事業所加算 （1 回につき）（※ 2）		上記基本利用料に 10% 加算されます	
○	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 （1 回につき）（※ 2）		上記基本利用料に 5% 加算されます	
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合の減算 ○事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ○事業所と同一の建物に居住する利用者 ○一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者		上記基本利用料の 90%	
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合の減算 ○事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ○事業所と同一の建物に居住する利用者 ○一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者		上記基本利用料の 85%	
	高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止の取り組みを行っていない場合		上記基本利用料の 1%	
	業務継続計画未実施減算 感染症や非常災害の業務継続計画を策定していない場合 ※令和 7 年 3 月 31 日までは適用されません		上記基本利用料の 1%	

《訪問看護》

当事業所の体制(※1)	加算・減算	利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
-------------	-------	-----	----------------------

	ターミナルケア加算（※2）		25,000 円	2,500 円
	看護・介護職員連携強化加算（1月に1回に限り）		2,500 円	250 円
	遠隔死亡診断補助加算		1,500 円	150 円
	サービス提供体制強化加算（1月につき）	I	500 円	50 円
	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携の場合）（※2）	II	250 円	25 円

注（※1）体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要の加算及び減算については斜線（※2）の加算は、区分支給限度額の算定対象からは除外される。

☆印の加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合には算定しない。また、減算の場合には、適用されない。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行います。
- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

別紙の通り

- サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-773-5111(代)
	面接場所 地域連携室（医療相談窓口）

- サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	南魚沼市福祉課	電話番号 025-777-3112
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022